

農地法第3条許可申請書 記入マニュアル

[前提]

農地又は採草放牧地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行ったものについては、無効となりますので、ご注意ください。

また、現時点で農地として耕作できる状態にない場合や違反転用状態の場合は、原状回復後に申請してください。

[農地法第3条の主な許可基準]

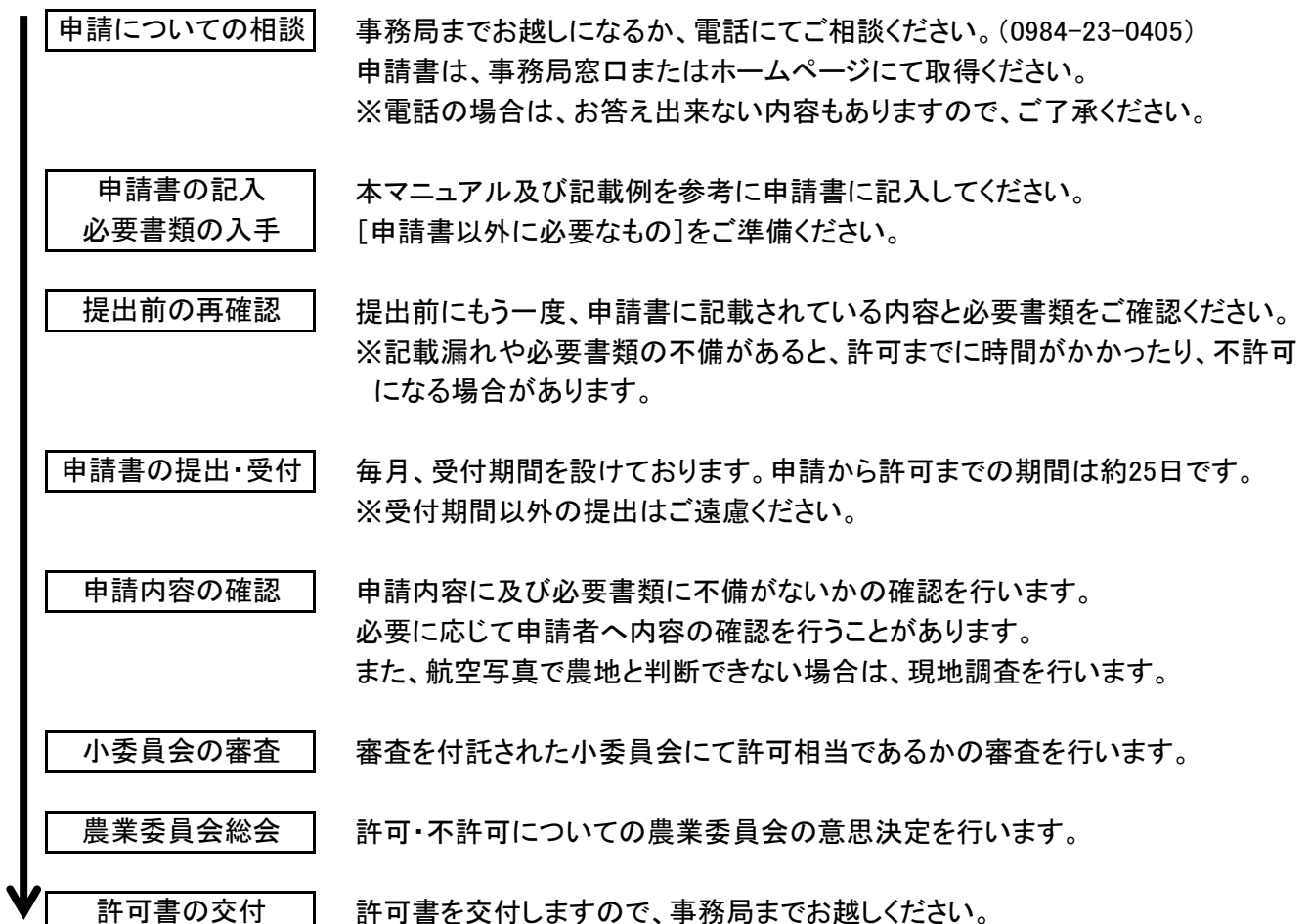
農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・**すべて効率利用要件**
今回の申請農地を含め、所有農地または借地のすべてを効率的に耕作すること。
- ・**農作業常時従事要件**
申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。(原則150日/年以上)
- ・**地域との調和要件**
今回の申請農地を含めた農地の管理等による周辺の農地利用に影響を与えないこと。

[申請書以外に必要なもの]

- ・申請する土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る) ※法務局で取得 600円/筆
- ・譲受人及び譲渡人の認印
- ・(貸借の場合のみ)農地賃貸借契約書又は使用貸借契約書(写し)
- ・(現在、農地を耕作していない場合のみ)営農計画書

[許可・不許可までの流れ]



農地法第3条の規定による許可申請書

訂正があったときに必要ですので、
押印(認印可)をお願いします。
(以下全ページ同様です。)

令和 年 月 日

小林市農業委員会会長 殿

申請者	フリガナ 氏 名 連絡先	令和5年4月から国籍の記載が必要となりました。 国籍が日本以外の方は、在留資格又は特別永 住者の欄にも記載ください。			国籍	在留資格 又は 特別永住者
譲渡人	コバヤシ スキ 小林 すき 0984-23-0405	74歳	農業	小林市細野300番地		
譲受人	ノジリ スキ 野尻 すき 0984-44-1100	23歳	農業兼 会社員	小林市野尻町東麓1183番地2	日本	

訂正や確認が必要な場合に連絡し
ますので、電話番号の記載をお願い
します。
また、農家台帳整備のためフリガナの
記載をお願いします。

所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 ()

を { 移転
設定 (期間 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請

該当する内容を○で囲んでください。
貸借等の場合は期間を記載してください。

記
許可を受けたい土地の情報を記載してください。
登記事項証明書と照合して記載ください。

1 許可を受けようとする土地の所在地 (土地の登記
【小林市】

所在・地番			地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額 (円) 〔10 a 当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が登記簿 と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
1	細野	西ノ川	300番	畑	畑	1,000	250,000		
2	野尻町東麓	夜川松	1183番2	田	田	1,000	250,000		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
合計					2,000	〔250,000円/10a〕			

登記地目は登記簿に記載されている地目を記
載してください。
現況地目については、農家台帳と照合します。
違いがある場合は、内容を伺い修正、もしくは
現在の所有者から別途「現況地目変更届」が
必要です。※現地確認を行います。

土地ごとに対価、賃料の額を記載してください。
まとめた額の場合は、わかるよう記載してく
ださい。
物納の場合は、内容と数量を記載してください。
10a当たりの額を記載してください。



2 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 権利を設定し、又は移転しようとする時期

令和7年10月31日

又は

許可日

許可日の場合は、総会日です。
日を指定する場合は、総会日以降の年月
日を記載し、○で囲んでください。

(2) 対 価

総額 500,000 円

単価 250,000 円/10a

(3) 賃借料

総額には、売買価格を記載してください。
単価には、10a(1000㎡)あたりの単価を記載してください。
贈与の場合には、「無償」「0円」等を記載してください。

(4) 契約(貸借)期間

始期：

(5) 譲受(借受)事由の詳細

申請地を購入し、規模拡大を図る。

(6) 水田裏作の期間及び作目

(7) その他

農地を受ける方の理由を記載してください。

(記載例・売買)

- ・申請地を購入し、規模拡大を図る。
- ・隣接地を購入し、規模拡大を図る。

(記載例・贈与)

- ・父(母)から贈与を受けるものである。
- ・兄(弟・姉・妹)から贈与を受けるものである。
- ・知人から贈与を受けるものである。
- ・農業者年金受給のため、後継者へ経営移譲を行う。

(記載例・貸借)

- ・申請地を借り受け、規模拡大を図る。
- ・申請地を借り受け、規模拡大を図る。(再設定)
- ・隣接地を借り受け、規模拡大を図る。
- ・申請地を借り受け、新規に農業経営を行う。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記の2は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。



農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその用済の状況

「すべて効率利用要件」を満たしているかを確認します。
譲受人が現在所有している面積を記載してください。
詳細が不明な場合は、事務局にお越しになり確認をしてください。（電話対応不可）
市外に農地を所有または耕作されている場合は、耕作証明書（耕作）を所有（耕作）している農業委員会にて取得ください。

所有地		農地面積 (㎡)				
	自作地	2,000	1,000	500	500	
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

譲受人が現在貸借により耕作している面積を記載してください。

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有面積に貸借面積を加えた面積を記載してください。

【経営耕地面積】

合計 (㎡)	田 (㎡)	畑 (㎡)	樹園地 (㎡)	採草放牧地面積 (㎡)
2,000	1,000	500	500	

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。



1-2 権利を取得しようとする者の数等の状況

「すべて効率利用要件」を満たしているかを確認します。
現在の耕作面積に申請する土地を含めて作付け予定の作物と面積を記載してください。

(1) 作付（予定）作物、作物

	田	畑	樹園地	放牧地
作付（予定）作物	水稻	イタリアン	栗	
権利取得後の面積（㎡）	2,000	2,000	1,000	

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	肉用牛	田植機	コンバイン		
数量						
確保しているもの	所有 1	20	1	1		
リース						
導入予定のもの	所有					
リース						
〔資金繰りについて〕						

耕作に必要な農機具の確保状況及び家畜の有無について記載してください。

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 導入予定のもの、実なものに限る。

譲受人の農作業歴を記載してください。
農業技術について学んだ期間がある場合には、農業技術集学歴にも記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 4 年、農業技術修学歴 2 年、その他（ ）

② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在：	1 人（農作業経験の状況：妻 2 年）
	増員予定	人（農作業経験の状況：
③ 臨時雇用労働力（年間延人数）	現在：	人（農作業経験の状況：
	増員予定	

譲受人の同世帯員または常時雇用している人数、続柄及び農作業歴を記載してください。

④ ①～③の者の所在地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

距離 5.0km

時間 車で10分



〈農地法第3条第2項第2号関係〉（権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

〈農地法第3条第2項第3号関係〉

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--

〈農地法第3条第2項第4号関係〉

4 権利を取得しようとする者又は
の従事状況
（「世帯員等」とは、住居及び生計を一に
しています。）

「農作業常時従事要件」を満たしているかを確認します。
譲受人の同世帯員または常時雇用している人、続柄及び農作業
従事日数を記入して下さい。原則150日以上である場合に常時
従事すると認められます。

農作業に従事する者の氏名	年 齢	主たる 職 業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への 年間従事日数	備考
野尻 すき	23	農業兼会社員	本人	150	
野尻 こばやし	25	農業	妻	60	

（記載事項）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

内容に合致するものがあれば、□へ✓を記入して下さい。

〈農地法第3条第2項第5号関係〉

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）

- ☐ 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。



〈農地法第3条第2項第6号関係〉

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

周辺の農地等に影響を及ぼすような使用はいたしません。

「地域との調和要件」を満たすかを確認します。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

以下のページは貸借のみ記載してください

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

〈農地法第3条第3項第2号関係〉

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力を行います。

「地域との調和要件」を満たしているかを確認します。

以下のページは法人のみ記載
してください。



＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況
その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）
年 か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。
☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

- ☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

- (2) 以下の場合は、Ⅰの1－2（効率要件）及び2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合



(3) 以下の場合、Ⅰの２（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの

・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）